

気候非常事態宣言に関する決議

近年、日本のみならず世界中で、大型台風、猛暑、集中豪雨などの異常気象が発生し、重大な被害が発生している。

こうした異常気象は、CO₂をはじめとする温室効果ガスが引き起こす地球温暖化に起因するとも言われており、2015年12月に採択されたパリ協定では、世界共通の長期目標として、地球の平均気温上昇を産業革命前と比べて2℃未満に、できれば1.5℃までに抑えることを目標とし、各国の温室効果ガスの排出量の削減目標の提示を求めたところである。

しかし、地球の平均気温は既に1℃上昇しており、このままでは1.5℃を超え、さらなる異常気象の発生とそれによる被害の拡大が予測されているところである。

この流れを止めるためにも、地球温暖化を人類共通の緊急課題と位置づけ、本気で取り組む必要がある。特に原因とされる温室効果ガスの総量を削減するために、その排出量の抑制と、吸収量の拡大に取り組む必要がある。

そのためには、市民一人ひとりの意識改革と取り組みが最も重要である。また、行政、民間企業、各種団体が連携し、総力を結集して取り組みを進めなければ、ふえ続ける温室効果ガスに対応することができない。

このような状況の中、2016年12月にオーストラリアのデアビン市が世界で初めて「気候非常事態宣言」を行い、日本を含む世界中の自治体でも同様の宣言を行う動きが広がっている。「SDGs 未来安心都市」を掲げる本市においても、次の100年に向けて持続可能な社会を構築するために、同様の宣言を行うべきである。

以上のことから本市議会は、明石市が以下の内容を含む「気候非常事態宣言」を行うよう求める。

- 1 気候危機が迫っている実態を市民へ広く知らせる。
- 2 温室効果ガスの排出「実質ゼロ」達成を目標とし、目標達成のために必要な施策を立案・実行する。
- 3 各行政機関、関係諸団体、市民等と連携した取り組みを推進する。

以上、決議する。

令和元年12月20日

兵庫県明石市議会